

第10回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年5月27日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 7名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 欠席委員 5名

3番 橋 場 和 幸

5番 百 々 栄 二

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

5 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

6 議 事

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認 について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について |
| 日程第 1 4 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第10回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ7名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

新緑の季節を迎え、半月後に迫る収穫の時期を前に何かとお忙しい中、本総会にご出席くださりましてありがとうございます。

北海道内においてもコロナウィルス感染者の数が急増する中、また、ワクチンの接種が中々進まない状況下ではありますが、感染対策をしっかり行いながら審議・協議をしていきたいと思っております。

また、今月も総会成立ぎりぎりの人数での開会ではありますが、慎重審議をお願いいたします。

本日は報告1件、議案7件を提案させていただいております。それでは開会したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番篠原委員、6番山下委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、浜中東〇線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2の届出人は、札幌市北区新琴似〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇号、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、姉別南〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委3-5号について、質疑ありませんか。
1番、嵯峨委員。

嵯峨委員 今回の説明で理解できなかったが、そもそも施設を建てる時は、転用をしたのか？それを今回また行うのか？

長島主事 施設を建てる時転用はしていて、農地法の手続き的には問題なかったが、転用したときは土地の農地の部分も含めて1筆だったので、登記の地目自体は変わって
いなかった。
〇〇さんから土地を買いたいと話を受けたときに分筆をして、施設の部分と農地の部分をきれいに分けたが、施設の部分は登記の地目が畑のままなので、今回現況証明を行います。

嵯峨委員 登記をするときには、この手続きをする必要がある？

農政係長 転用だけだと、登記簿上は畑のままになっているので、この手続きを行うことで
総会後に証明書が出ますので、それをもって地目変更手続きをしていただき、地目
変更後は個人間で農業委員会を通さずに売買していただく形になります。
分筆をした農地の部分については農業委員会の総会にかかることとなりますので、
農地法3条の売買で今後申請があがってくる予定です。

議長 農地は転用しても登記簿上は農地のままになっていることが多い。分筆登記をして
くれればいいが、現状分筆登記をする方は少ない。今回は〇〇が絡んでいる〇〇
なので、分筆登記をした上で、現況証明の手続きをしていただいた。
他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委3-5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委3-5号は、原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎等を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、

整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より使用貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、
整理番号1は、札幌市北区新琴似〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇号、〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。
よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第11 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は賃貸借2件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1～2は、〇〇〇〇氏からの賃貸借で、整理番号1の対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号2の対象地は、西円朱別西〇〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。
まず、整理番号1について質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、日程第13 議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第7号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定では、「農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされており、農業委員会総会において、毎年度の目標とその達成に向けた活動計画と活動の点検・評価の内容を決定し、6月30日までに市町村のホームページ等を活用し、インターネットで公表することとなっております。

今回ご提案した議案第6号につきましては、昨年4月の第34回総会で決定した令和2年度の活動計画について、その点検と評価を行うものですが、この結果を基に、議案第7号において令和3年度の活動計画を定めていくこととなります。

内容といたしましては、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置」、「違反転用への適正な対応」などについて、活動の点検・評価を行い、次の活動計画を定めるものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、6月30日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月30日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月30日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第10回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時55分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

4番 篠原弘

浜中町農業委員会

6番 山下康紀

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第10回浜中町農業委員会総会
議案第5号 整理番号1 (賃借権設定)

| | | | | | |
|----------------------------|------------------------|---|---------|-----|--------------|
| 設定を受 ける者 | ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ | 設定をす る者 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 渡部直人 |
| 法第18条の条項 | | 判 断 の 理 由 | | 適 合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | する | |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | — | |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | する | |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | する | |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | する | |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | — | |

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第10回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (賃借権設定)

| 設定を受ける者 | ○ ○ ○ | 設定をする者 | ○ ○ ○ ○ | 作成者 | 農地係長 渡部直人 |
|----------------------------|-------|---|---------|-----|--------------|
| 法第18条の条項 | | 判断の理由 | | 適合 | |
| 第3項第1号 (基本構想適合) | | 農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。 | | | する |
| 第3項第2号イ (全部効率利用) | | 権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。 | | | する |
| 第3項第2号ロ (農作業常時従事) | | 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く) | | | する |
| 第3項第3号イ (継続的安定的農業経営) | | 第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。 | | | する |
| 第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事) | | 第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。 | | | — |
| 第3項第4号 (関係権利者の同意) | | 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。 | | | する |
| 第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意) | | 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。 | | | — |